

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）シリンダジャケット冷却水出口温度指示計（2台）に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	苛性ソーダ貯槽の点検において、出口配管及びドレン配管の接続ノズル部用ライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋給水加熱器室（1階）で煙草の吸殻（1本：古い物）が発見されたため、対応検討	GⅢ	
4	2号機	中央制御室制御盤における安全処置の作業中、誤ってジャンパ線に接触し、当該ジャンパ線を外したことから、残留熱除去系ポンプ（D）を自動停止させたため、ジャンパー線を復旧後、当該ポンプを再起動及び対応検討	GⅡ	
5	3号機	主蒸気逃し安全弁（71C）漏えい検出系の温度の指示値上昇が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
6	5号機	取水設備スクリーン洗浄装置の洗浄水ポンプ運転中に渦巻ストレーナ（A）の自動ベント弁より海水の連続滴下（1秒間に2滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプのシャフトスリーブに摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環配管（A1、B1、C1）の洗浄運転後ボール回収率の低下傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
9	5号機	5-6号機窒素ガス供給装置に「常用補給用加熱器温度高」を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
10	6号機	漏えい検出系原子炉格納容器（ドライウエル）クーラードレン流量検出器の点検において、内部部品（バケットユニット受座）の溶接箇所を外れが認められたため、対応検討	GⅢ	
11	6号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査」において、制御棒引抜き時間の判定基準値外れ（2本：06-15、10-11）が認められたため、当該制御棒の検査を中断及び駆動時間調整後、再検査を実施	GⅢ	
12	6号機	原子炉格納容器（圧力抑制室）内点検作業において、ストレーナ清掃・クラッド回収・底部確認を実施した結果、テープ片（1点）を回収及び廃棄処理	GⅢ	
13	6号機	原子炉建屋ベント放射線モニタ系の放射線レベル高を示す警報の発生と同時に、原子炉建屋換気空調系（A系）が隔離され、非常用ガス処理系（A）及び5号機中央制御室空調系ブースターファン（A・C）が自動起動する事象が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査」において、制御棒引抜き時間及び挿入時間の判定基準値外れ（1本：46-39）が認められたため、当該制御棒の検査を中断及び駆動時間調整後、再検査を実施	GⅢ	
15	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-47）用充填水入口弁に動作不良（開閉操作困難）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
16	集中環境施設	機器ドレン補助ろ過器逆洗弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	